

ボイスミーティング Lite ご利用規約(同意事項)

株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)が当社の専用回線等接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)に基づき提供する第 10 種接続装置(ボイスミーティング Lite)に係るビジネス mopera サービス(以下「本サービス」といいます。)は、約款およびこの「ボイスミーティング Lite ご利用規約」(以下「本規約」といい、約款と本規約を併せて、以下「本規約等」といいます。)に定める条件に従って提供されます。お客様が本規約等に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

サービスお申込み、お支払い等の各種手続き

- 本サービスの契約には、約款に基づく専用回線等接続契約(以下「専用回線等接続契約」といいます。)とは別に、当社との間で Xi サービス契約約款に基づく Xi 契約(以下「Xi 契約」といいます。)、5G サービス契約約款に基づく 5G 契約(5G サービス契約約款に規定するコースBに係るものを除き、以下「5G 契約」といいます。)若しくは 5G home でんわ契約、又はワイドスター通信サービス契約約款およびワイドスターⅢ通信サービス契約約款に基づくワイドスター契約(以下「ワイドスター契約」といいます。)の何れかのうち、最低 1 の契約が必要となります。
- 本サービスのお申込みにあたっては、約款に定める同報グループ(以下「同報グループ」といいます。)ごとに 3 以上のユーザ ID(約款に定めるアクセス回線等をいいます。以下同じです。)の登録が必要です。
- 本サービスのお申込みをいただく際は、当社所定の契約申込書への必要事項の記入・捺印、および当社所定の電子ファイルによる申込書への必要事項の入力をいただいた上で、当社の法人営業担当者、にご提出いただきます。なお、本サービスのお申込みの受付は、利用開始希望日の 1 か月前から行います。
- 本サービスのご利用にあたっては、お申し込み頂いたユーザ ID に対して、回線(Xi 契約、5G 契約若しくは 5G home でんわ契約、及びワイドスター契約に係る契約者識別番号を総称していいます。以下同じです。)の設定が必要となります。
- 当社は、申込書受領日より起算して 10 営業日(当社の営業日とします。以下同じです。)以内に、必要な審査およびシステム登録作業を行います。利用開始希望日は、お申込日より 10 営業日以降を指定していただきます。ただし、利用開始日は、当社の都合により利用開始希望日以降となる場合があります。
- 当社は、本サービスの契約を承諾する場合、当社所定の書面をもって、契約承諾の通知を行うとともに、本サービス利用開始日、本サービスのご利用に必要な企業 ID、音声会議用電話番号(本サービスに係る IP 電話番号をいいます。以下同じです。)、ログイン ID、初期パスワードをお客様にお知らせいたします。なお、当社は本サービスの設備もしくは他の電気通信設備などに輻輳などの影響を与える可能性が予見される場合、又はその他約款に定める理由により、本サービスの契約を承諾しない場合があります。
- 本サービスの契約は、当社が上記承諾の通知を行った時点をもってお客様と当社との間に成立するものとします(以下、本サービスをご契約されたお客様を「契約者」といいます。)
- 本サービス利用開始日より前に、お申込みの取消しを希望される場合は当社の法人営業担当者へ速やかにご連絡ください。
- 本サービスの契約により発生する約款上に定められた料金は、すべて契約者に請求させていただきます。
- 本サービスに係る料金は、次のうちいずれかの方法でお支払いいただきます。
 - ① 当社が発行する請求書による現金でのお支払い
 - ② クレジットカードでのお支払い
 - ③ 口座振替によるお支払い
- ご契約内容の変更にあたっては、当社所定の変更申込書への必要事項の記入・捺印、および当社所定の電子ファイルによる変更申込書への必要事項の入力をいただいた上で、当社の法人営業担当者 に変更希望日の 10 営業日前までにご提出いただきます。なお、ご契約内容の変更の受付は、変更希望日の 1 か月前から行います。
- 本サービスの解約にあたっては、当社所定の解約申込書へ必要事項の記入・捺印をいただき、当社の法人営業担当者、に解約希望日の 10 営業日前までにご提出いただきます。なお、解約の受付は、解約希望日の 1 か月前から行います。
- 本サービスに用いる Xi 契約、5G 契約若しくは 5G home でんわ契約、又はワイドスター契約を解約された場合であっても、本サービスの契約は自動では解約されません。この場合、本サービスの解約には別途手続きが必要となります(本サービスの契約の解約手続きを取らなかった場合は、本サービスに係る料金が発生し続けますので、ご注意ください。)
- ユニバーサルサービス料のご負担について
ユニバーサルサービス制度は、NTT東日本・西日本によるユニバーサルサービス(加入電話・公衆電話・緊急

通報)の提供を確保するため、その費用の一部をNTT東日本・西日本を含め、ユニバーサルサービスに接続を行なうサービスを提供する当社を含めた電話会社全体で、電話番号数に応じて負担するものです。このようなユニバーサルサービス制度の趣旨に照らし、契約者のご利用になる音声会議用電話番号数に応じ、ユニバーサルサービス料として公平なご負担をお願い申し上げます。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。ユニバーサルサービスについて詳しくは当社掲載の以下「ユニバーサルサービス制度」ページを参照してください。

http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/universal_service/

サービスご利用規則

◆定義

- 「システム管理者カスコン」とは、管理者が本サービスの各機能の全部又は一部を実行するために使用するインターフェースをいいます。
- 「管理者」とは、契約者から同報グループ及びユーザ ID に関する各種の設定権限(当社が認める範囲に限ります。)を与えられた者をいいます。
- 「利用者」とは、ユーザ ID に設定される回線の利用者をいいます。
- 「主催者権限」とは、音声同報機能の実行(利用開始)を行うことができる権限(以下総称して「主催者権限機能」といいます。)をいい、管理者によって1又は複数のユーザ ID に付与されるものをいいます。
- 「主催者」とは、主催者権限を行使するユーザ ID に設定される回線をいいます。
- 「参加者」とは、主催者以外のユーザ ID に設定される回線をいいます。
- 「発言権」とは、音声同報機能を用いた電話会議実行中に発言をすることができる権限をいいます。

◆注意事項

- 本サービスの最低利用期間は1か月とし、本サービス利用開始日から解約日までが1か月に満たない場合でも本サービスに係る料金は1か月分お支払いいただきます。
- 当社が契約者に付与する企業 ID、音声会議用電話番号、ログイン ID、パスワードなどの情報は、第三者に公開又は漏洩することのないよう、契約者の費用と責任において厳重に管理していただきます。パスワード等の管理不備、使用上の過誤、第三者の不正使用等が原因で契約者が被った損害の責任は契約者が負うものとし、当社はその責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、除きます。なお、当社は、当社の過失により発生した損害について、契約者が当社に支払った一か月分の料金を上限として賠償を行います。当社に故意又は重過失がある場合には当該上限が適用されません。
- 企業 ID、音声会議用電話番号、ログイン ID 又はパスワードを失念した場合、当社に事前に届け出た問合せ代表者から当社の法人営業担当者にご連絡いただくことで、必要となるご本人確認の手続きの上でログイン ID の再通知、初期パスワードの再発行をいたします。(土日祝日、年末年始、夜間(17:30~9:30)除く)
- 1 契約で登録できるユーザ ID 数は 3,000 までです。
- 1 契約に作成できる同報グループ数は 100 までです。
- 同一の回線を複数の同報グループに同時に利用することはできません。
- 1 の同報グループにつき登録可能なユーザ ID 数は最大 30 です。
- 利用者のご利用になる端末の種類毎に、ご利用いただける機能は次のとおりです。ただし、次で「利用可」としている端末の全てにおいて、各機能が正常に利用できることを保証するものではありません。

	音声同報機能
ワイドスターⅡ端末(衛星可搬端末 01、衛星船舶・車載端末 01)	利用可
ワイドスターⅢ端末(ワイドスターⅢ可搬型端末、ワイドスターⅢ設置型端末)	利用可
Xi 端末	利用可
5G 端末	利用可
他事業者携帯電話端末	利用可
固定系電話回線端末	利用可

※データ通信専用端末を除きます。

- 日本国外の端末から発信する際、経由する国際中継事業者の番号処理等により、呼出リストに登録を行った番号と着信時に通知される番号が一致しない場合、端末側で国際発信が可能でも利用できない場合があります。

- 次のいずれかに該当する場合において、参加者が本サービスの各機能に関して主催者の呼出しに応じたときは、当該参加者に係る電気通信サービスの利用契約に基づいた料金が別途参加者側に発生します。また、参加者が当社以外の事業者が提供する電気通信回線を利用するものである場合は、当該他事業者との契約条件に基づき、参加者側に別途料金が発生する場合があります。
 - i. 参加者が Xi サービス契約約款又は 5G サービス契約約款に基づく WORLD WING 等国际ローミングサービスを利用して通話・通信をした場合
 - ii. 参加者が転送電話サービス等を用いて主催者の呼出しを転送した場合
- 契約者は、利用者その他第三者からの苦情、問合せ等に対しては自らの費用と責任で対応し、解決するものとしします。
- 契約者は、利用者に対して本規約等に基づき本サービスの利用をさせるために必要となる設定その他の手続きを、自らの費用と責任で行うものとしします。

■各機能について■

◆音声同報機能について

主催者から、同報グループに所属している参加者を一斉に呼び出し、応答した利用者間で電話会議を利用できる機能です。

- 「発信番号非通知」設定になっている主催者からは音声同報機能が起動できません。
- 本サービスの設備、各種ネットワークが混雑している場合、音声同報機能を利用できない場合があります。
- 参加者側で留守番電話設定や伝言メモが設定されている場合は、当該参加者を呼び出して留守番電話や伝言メモが応答した時点でシステム管理者カスコン上では“応答”表示になります。また当該参加者に発言権が付与されていた場合、会議に参加している全ての利用者に留守番電話や伝言メモの自動音声ガイダンスが流れます。
- 音声同報機能は、同一の同報グループ内でのみご利用できます。
- 音声同報機能では、同報グループに所属する参加者に対して一斉発信をかけます。
- 「再送(リトライ)機能」(当該未応答の参加者に対して、システム管理者カスコンから選択し、もしくは主催者から当社指定の動作をすることによって、再呼出しを行うことができる機能をいいます。)を用いることによって未応答の参加者に対して再呼出しを行うことが可能です。
- 契約者自営電話設備(PBX など)を経由して本サービスをご利用されている場合などで、「発信用電話番号」と「着信用電話番号」が異なるような場合には、音声同報機能を利用できません。
- 音声同報機能は一定時間(最大 60 分)が経過すると、終了します(終了 60 秒前にガイダンスによる案内が流れます。)
- 主催者からの発信によって音声同報機能を実行した場合、当該主催者に係る電気通信サービスの利用契約に基づく料金が別途発生します。
- コールバックにより、参加者から再参加した場合、該当参加者に係る電気通信サービスの利用契約に基づく料金が別途発生します。
- フリーダイヤル、110 番や 119 番などの特番は、ユーザ ID に指定することはできません。また、「050」から始まる電話番号についても、ユーザ ID に指定することができない場合があります。

■その他■

◆本規約の変更について

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更できるものとし、変更日以降はこれが適用されるものとしします。
 - ① 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

◆システム管理者カスコン等について

- 本サービスの設備へ接続される際に経由するネットワークが混雑している場合、WEB サイトの動作・レスポンスが遅くなる場合があります。

◆推奨される OS、インターネットブラウザ、スマートフォン以外をご使用した場合の動作については、保証いたしません。

◆本規約に定めのない事項については、約款の定めが適用されます。

◆本書に記載の会社名・製品名・ロゴは各社の商標又は登録商標です。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 10 月 11 日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。